宅地開発等に関する消防水利設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法((昭和43年法律第100号)以下「法」という。) 第32条の規定に基づく協議に関し、必要な事項を定める。

(消防水利の基準)

第2条 宅地開発等に関する消防水利の基準は、この要綱によるものとする。

(消防水利の配置)

- 第3条 消防水利の配置は、次の各号に掲げる基準によるものとし、既存の消防水利を利用する場合においても同様とする。ただし、既存の消防水利のうち、私設消防水利を利用して基準を満たす場合、同意後において当該消防水利が撤去又は利用できなくなるときは、基準を満たすよう開発区域内に消防水利を配置すること。
 - (1) 消防水利は、開発区域すべてが直線距離 120 メートル以内となるよう配置すること。
 - (2) 消防水利は、消防活動に支障のない場所に配置すること。
 - (3) 幹線道路から開発区域を包含する消防水利までの道路幅員は、消防ポンプ自動車 (CD-1) が容易に進入でき、かつ、消防隊が活動できる幅員 3.0 メートル以上を有するように配置すること。(ただし、道路幅員 3.0 メートル未満であっても、消防局と協議の上、消防ポンプ自動車(CD-1)の接近が容易で、消防活動上支障がないと認められるものは除く。)
 - (4) 消防水利の有効範囲は、歩行距離 200 メートル以内とし、消防ポンプ自動車のホースカーが容易に通行できる道路等の幅員 1.5 メートル以上を有するように配置すること。
 - (5) 開発区域と消防水利の間に鉄道、3車線以上の道路、河川、分離帯、擁 壁等があり、消火活動が容易に行えない場合は、当該開発区域に対する有 効な消防水利とは認めない。

(大規模開発に伴う消防水利)

- 第4条 大規模開発に伴う消防水利は、次の各号に掲げる基準(別表)による ものとする。
 - (1) 開発区域の面積が 10,000 平方メートル以上の開発(宅地造成等)については、第3条の基準を満たす消防水利以外に第5条第2号、第3号及び第4号のいずれかの消防水利を1基設置するものとする。
 - (2) 開発区域の面積が60,000平方メートルを越えるものについては、第3条

の配置基準を満たす消防水利以外に第5条第2号、第3号及び第4号のいずれかの消防水利を2基設置することを原則とし、以下 60,000 平方メートルを増すごとに第5条第2号、第3号及び第4号のいずれかの消防水利を1基増やすものとする。

(消防水利の種別)

- 第5条 消防水利の種別は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 消火栓
 - (2) 防火水槽
 - (3) 打込井戸
 - (4) 沈式井戸

(消防水利の給水能力)

- 第6条 消防水利の給水能力は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
 - (1) 常時貯水量が 40 立方メートル以上又は取水可能水利が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続 40 分以上の給水能力を有すること。
 - (2) 消火栓は、呼称 65 の口径を有するもの(徳島市水道局の規格基準による。)で、直径 150 ミリメートル以上の管に取り付けられていること。ただし、管網の一辺が 180 メートル以下となるように配管されている場合は、75 ミリメートル以上とすることができる。
 - (3) 私設消火栓の水源は、5個以上の私設消火栓を同時に開弁したとき、第 1号の基準に適合する給水能力を有すること。

(消防水利の構造)

- 第7条 消防水利の構造は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
 - (1) 地盤面からの落差が、4.5メートル以下であること。
 - (2) 取水部分の水深が、0.5メートル以上であること。
 - (3) 消防ポンプ自動車が容易に水利部署できること。
 - (4) 吸管投入孔のある場合は、直径が 0.6 メートル以上であること。
 - (5) 防火水槽及び井戸は、消防局長が定める基本設計書(様式第1から第7) に基づくものであること。

(消防水利標識の設置)

- 第8条 消防水利標識の設置については、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令(昭和35年総理府,建設省令第3号)に規定する案内標識に準じて設置するものとし、次の各号に掲げる基準によるものとする。
 - (1) 消防水利から概ね5メートル以内に設置すること。
 - (2) 交通に支障がなく、かつ視認が容易な場所に設置すること。
 - (3) 容易に変色はく離しない耐腐食性に優れたものとすること。

- (4) 消防局長が定める基本設計書(様式第8及び第9)に基づくものであること。ただし、設置が著しく困難又は不適当であるときは、他の方法によるものとし、消防局と協議を行うこと。
- (5) 標識の高さ(路面から標識下端まで)は原則、道路上に設置するものについては 1.8 メートル以上とし、標識板が道路の方向と平行になるように設置すること。ただし、道路以外に設置するもので、特にやむを得ない場合については 1.0 メートル以上とすることができる。
- (6) 前項により難く、道路の通行に影響を及ぼすと考えられる場合は道路管理者と協議を行うこと。

(申請等)

- 第9条 開発申請者は、法第32条の規定に基づく協議に際し、同意・協議申請 書(別記様式第1号)を消防局長に提出しなければならない。
- 2 消防局長は、前項の申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めた場合に同意書(別記様式第2号)を開発申請者に交付するものとする。
- 3 前項の場合において、消防局長及び開発申請者は、協議経過書(別記様式 第3号)を取り交わすものとする。
- 4 既存の消防水利のうち、私設の消防水利を利用して、消防水利の配置基準 に適合させるときは、その所有者の承諾書(別記様式第4号)を添付するこ と。

(消防水利の引き継ぎ)

- 第10条 開発申請者は、法第39条及び第40条第2項の規定に基づき、消防局に消防水利を引継ぐ場合は、次によるものとする。ただし、法第32条の規定による協議により管理者について別段の定めをしたときは、この限りでない。
 - (1) 用地を本市に帰属すること。
 - (2) 用地帰属後、消防局に消防水利帰属願(別記様式第5号)を提出すること。
 - (3) 引き継ぎ後、1年間はその機能を低下させないものであること。また、機能低下をきたした場合においては、開発申請者の負担により改修すること。ただし、重大な瑕疵が認められる場合は、上記期間によらないものとする。
- 2 前項ただし書きによる消防水利の維持管理経費は、管理者の負担とする。

(完成検査等)

- 第11条 開発申請者は、消防水利を設置しようとする場合は着工の10日前までに、工事完了した場合は工事完了後速やかに、消防局に届け出て必要な指示を受けなければならない。
- 2 防火水槽を設置する場合は、埋戻し前に消防局に届け出て必要な指示を受

けること。その後、消防局が中間検査を実施する。

- 3 工事完了後においては、工事施行者の立会いの下、消防局が完成検査を実施するものとする。
- 4 完成検査終了後、消防局から建築指導課へ検査結果を報告する。
- 5 完成検査等に必要な費用は、開発申請者の負担とする。

(消防用水との兼用)

第12条 消防水利と消防用水を兼用する場合、消防水利の基準に適合し、かつ 消防法施行令第27条に定める消防用水の基準に適合する場合については、兼 用することができる。

(その他の協議)

第 13 条 各条で定めるもののほか、必要な事項は消防局と協議して定めるものとする。

(附 則)

平成28年4月1日に施行する。 令和2年8月21日に施行する。

令和3年4月1日に施行する。

水利種別区分	第5条の 消防水利	第5条第2号、第3号及 び第4号のいずれかの 消防水利			
開発区域面積(市街化区域)1,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満(市街化調整区域については、開発区域面積10,000 平方メートル未満)	0				
開発区域面積 10, 000 平方メートル以上 60, 000 平方メートル未満	0	(1基設置)			
開発区域面積 60, 000 平方メートル以上 120, 000 平方メートル未満	0	○ (2基設置)			
以下開発区域面積が、60,000 平方メート ル増す毎	第5条第2号、第3号及び第4号のいずれかの消防水利を1基増加する。				

消防水利設置工事フロー

1. 同意·協議締結



2. 消防水利設置工事着手

着工の10日前までに消防局に届け出て必要な指示を受ける。



3. 中間検査の実施(防火水槽を設置する場合)

防火水槽を設置する場合は、埋戻し前に消防局に届け出て必要な指示を受けること。 その後、消防局が中間検査を実施する。



4. 完成検査の実施

工事完了後、直ちに消防局に届け出て必要な指示を受ける。また、消防車両が進入可能となった時点で、工事写真、材料証明及び認定証等を消防局に提出し、完成検査を受ける。

なお、当該消防水利の使用開始日は、完成検査完了日とする。



5. 消防水利帰属手続(消防水利を帰属する場合)

用地を市に帰属後、消防局に対し消防水利の帰属手続きを行う。

消防水利帰属願について

- (1) 帰属条件
 - ア 用地を含め、市に帰属することとし、関係課の同意を得ていること。
 - イ 帰属時において、消防水利の基準に適合する場合又は設置時において消防水 利の基準に適合して設置し、現在も消防水利としての活用が見込まれる場合。
- (2) 必要書類
 - ア 消防水利帰属願(別記様式第5号) 1部
 - イ 付近見取り図
 - ウ 詳細図
 - エ 必要に応じて次の書類を提出する。
 - (ア) 消防水利・標識の構造図(平面・断面・配筋図など)
 - (イ) 消防水利が二次製品防火水槽であれば、財団法人 日本消防設備安全センターの認定書。
 - (ウ) 現場打ち防火水槽の場合は、構造図以外に鉄筋量重量計算書、安定計算書、 コンクリート配合表 (強度が明記されたもの)、容量計算表。
 - (エ) 用地の市帰属を証明できるもの。登記完了後の登記事項証明書、公図
- (3) 提出時期

用地を市に帰属後(登記完了後、直ちに)

都市計画法第32条に規定する公共施設の同意・協議申請書

令和 年 月 日

(公共施設管理者)

殿

申請者 住 所

氏 名

次の開発行為を行うにあたり、都市計画法第32条の規定により、同意及び協議が 必要ですので、関係図書を添えて申請いたします。

記

- 1 関係する公共施設の種類
- 2 開発区域の地名・地番
- 3 開発区域の面積
- 4 開発区域の目的
- 5 同意・協議の内容
- 6 その他参考事項

都市計画法第32条に規定する公共施設の同意・協議申請書

令和 年 月 日

殿

管理者

氏 名

次の開発行為は、公共施設の利用上及び管理上支障がないものと認め同意します。

- 1 関係する公共施設
- 2 開発行為の申請者住所、氏名
- 3 開発区域の地名、地番
- 4 開発区域の面積
- 5 開発区域の目的
- 6 同意に附する条件

管理予定者との協議経過書

開発区域	はの名称											
		種	別	幅	員	延	長	面	積	そ	の	他
公 共	施設											
協議項目	協	議	内	容			協	孫	結	果		
設 計												
管 理 方 法												
土地の帰属												
費用の負担												
その他												
		開発	行為日	申請者信	È所							
協議年月日		氏名	í (代理人)							
年	月 日	協議	指導者	皆住所氏	5名							
		(*	管理予	予定者)								

令和 年 月 日

徳島市消防局長 殿

住 所 氏 名

この度、() に開発する区域付近にある私設消防水利 () を利用することについて下記のとおり承諾を得ましたので当該開発区域に対する消防水利として承認をお願いします。

記

上記の者から開発行為申請にあたり、()に設置した 私所有の消防水利の利用願いが出されましたので協議の上消防水利として使用することを承諾します。

消防水利帰属願

令和 年 月 日

徳 島 市 長 殿

届出者

住所・氏名

次の消防水利を帰属しますので、お願いします。

- 1 帰属年月日 令和 年 月 日
- 2 設置場所 徳島市
- 3 消防水利施設の種別 防火水槽・地下式打込井戸・地上式打込井戸・沈式井戸

(標識の有無 有 ・ 無)

4 帰属後、1年間はその機能を低下させないものとします。また、機能低下をきた した場合においては届出者で改修します。ただし、重大な瑕疵が認められる場合は、 上記期間によらないものとします。

^{*}設置場所については、当該消防水利を設置してある道路等の地番を記入すること。